平成２５年（フ）第１４３号
神戸市兵庫区門口町４番21―903号、従前の住所神戸市兵庫区三川口町１丁目４番８―101号
債務者　岡本　眞弓
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２号
長崎県対馬市美津島町大船越340番地、前住所長崎県対馬市美津島町大船越226番地12
債務者　内山真由美（旧姓宮原）
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
熊本県荒尾市万田1169番地５
債務者　吉田　寛貴
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１９号
熊本県玉名市岱明町浜田348番地
債務者　松村　　勇
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月31日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第３８号
青森県弘前市大字山王町13番３、住民票上の住所青森県弘前市大字田茂木町80番地
債務者　齋藤　籌子
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第４０号
青森県弘前市大字田町４丁目４番地10　市営Ａアパート304号
債務者　花田　健幸
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第２７５号
名古屋市千種区鹿子殿13番Ａ―409号　希望ケ丘ハイツ
債務者　渡邉絵理香
1　決定年月日時　平成25年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３９号
北九州市小倉北区皿山町22番８号
債務者　金重　　健
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１２７号
北九州市八幡東区春の町２丁目５番20号
債務者　櫻井　哲二
1　決定年月日時　平成25年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１６号
鹿児島県鹿屋市西原３丁目３番１号、前住所鹿児島県鹿屋市新川町5415番地６
債務者　上原　真吾
1　決定年月日時　平成25年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第４８号
佐賀市高木瀬町大字長瀬108番地８
債務者　武藤　義秀
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
佐賀県佐賀市白山１丁目４番１号
債務者　吉村　達美
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３号
佐賀県鳥栖市養父町135番地１
債務者　鳥栖オペレーションこと　上條　將親
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５７号
佐賀市若宮１丁目７番11号
債務者　渡邉　康文
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
佐賀市材木１丁目３番30号塚原貸家　西側
債務者　久保　成子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
佐賀県佐賀市開成２丁目10番39号　ケアホームビビ
債務者　松本　千春
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
熊本市中央区水前寺１丁目33番37―506号　ダイアパレス水前寺
債務者　松本　勝徳
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２５号
熊本市南区田井島２丁目２番47号
債務者　島田　紀子
1　決定年月日時　平成25年３月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係